

1. 事業の概要

エコツーリズム推進法の成立を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。

【事業の内容】

エコツーリズム啓発事業

全国版シンポジウムの開催等による、エコツーリズム推進法をはじめとする普及、啓発。

エコツーリズムのノウハウ確立事業

特に優れた事例の大臣表彰や推進セミナーの開催等。

エコインストラクター人材育成事業

自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成(再チャレンジ関連施策)

国立公園等におけるエコツーリズム支援事業

世界自然遺産地域、国立公園、ラムサール登録湿地等におけるエコツーリズムの推進や仕組みづくり、エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等。

エコツーリズム推進法施行経費

各地の全体構想の認定や地元協議会への参画、助言等に必要な経費。

2. 事業計画

平成20年度(一部は平成19年度)から3ヶ年で上記各種事業を実施。(法施行経費を除く)

3. 施策の効果

自然学校のインストラクター及びエコツアーガイドを3年間で300人程度の育成を目指す。

エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全・活用の全国的な普及・定着を図ることにより環境保全等が推進できる。

エコツーリズム推進法の適切かつ効果的な運用が図られることにより、各地域において法の理念である自然環境保全や地域振興、環境教育の場としての活用等が達成される。

4. 備考

エコツーリズム啓発事業(本省)	19,692千円
エコツーリズムのノウハウ確立事業(本省)	12,028千円
エコインストラクター人材育成事業(本省)	37,830千円
国立公園等におけるエコツーリズム支援事業(地方)	52,128千円
エコツーリズム推進法施行経費	12,340千円
(本省:3,136千円)	
(地方:9,204千円)	

エコツーリズム関連施策の強化について

H19.6月公布
H20.4月施行予定

H16.6月
とりまとめ

エコ
ツーリズム
推進法
成立

法律に規定される国の責務

- ▶基本方針の作成・公表
- ▶各地の全体構想の認定
- ▶認定全体構想の広報
- ▶協議会活動状況の公表
- ▶エコツーリズム推進連絡会議
- ▶協議会への技術的助言
- ▶資源保護・人材育成の情報提供
- ▶広報を通じた国民理解の増進
- ▶財政上の措置

施策の充実

- エコツーリズム憲章
- エコツアー総覧
- エコツーリズム大賞
- エコツーリズム推進マニュアル
- モデル事業(16~18)

エコ
ツーリズム
推進会議
5つの
推進方策

経済成長戦略大綱
再チャレンジ
都市と農山漁村の共生・対流
観光立国推進基本法
21世紀環境立国戦略

H20年度の新たな施策強化

エコツーリズム 推進法施行経費

本省及び地方事務所
における法施行経費

エコツーリズム 啓発事業

エコツーリズム啓発、
イベント開催(継続)
エコツアー総覧(継続)
新法のPR、普及

エコツーリズムの ノウハウ確立事業

全国セミナー開催(継続)
エコツーリズム大賞(継続)
Webサイトの運営(継続)

エコインストラク ター人材育成事業

エコインストラクター
インターンシップ支援
(継続・再チャレンジ)

国立公園等におけるエ コツーリズム支援事業

国立公園等におけるエコ
ツーリズムの仕組みづくり
(継続・拡充)
新法に基づき協議会を
設置する地域への支援
世界遺産地域等のエコ
ツーリズム推進(継続)

法律関連事業

理念及び法の趣旨の認知率向上

エコツーリズム推進法の円滑な運用

ノウハウの確立と蓄積

取り組む地域の増加